

54 東京市区改正条例

2008.7.19

1 東京市区改正条例の制定までの経緯

- 1) 東京市区画定之問題 松田道之東京府知事
- 2) プロジェクト主義 銀座煉瓦街、秋葉原の形成 1872、中央官庁街計画
- 3) 基本的街区整備 籠時代⇒車両時代 カイセイ (改正) 道路 防衛⇒利用
- 4) 東京市区取調委員会 (松田知事) 府 5 人、民間 5 人 田口卯吉の意見 (築港)
- 5) 市区改正審査会発足 14 委員 (中央省庁、東京府、警視庁+民間人 2 名)
- 6) 手本にしたのはオスマンのパリ大改造計画 東京をパリにする
- 7) 東京市区改正条例案 元老院提出 1888.3 加藤弘之の反対意見 廃案

2 東京市区改正条例の制定

- 1) 勅令で制定 1889 (明治 22) 内務大臣山縣有朋を動かす
- 2) 1884 : 芳川顕正の意見書 「意フニ道路河川ハ本ナリ水道家屋下水ハ末ナリ」
- 3) 「家屋建築条例」妻木頼黄 立ち消え
- 4) 1881 : 松田知事「防火路線並ニ屋上制限規則」都心 3 区の街路沿いの不燃化
- 5) 「土地建物処分規則」1888 公用土地買上規則=地券価格で買取
残地収用 超過収用 (政府は消極的) =パリオスマンの知恵
- 6) 国家事業^か自治の事業か? 市区改正委員 25 名中東京 10 人、
内務大臣に具申→内閣の認可→東京府知事の公告 他計画の制限
タテワリ街路建設へ傾斜⇒土木技術の支配

3 東京市区改正計画

- 1) 財源 ①官有河岸地の下付 ②特別税 i 付加税 (地租・家屋・営業及雑種)
ii 清酒税 (製造、搬入) : 入府税 ③公債 特別税で返還
- 2) 芳川意見書の付図 道路・鉄道・河川=運輸施設 最大幅道路 15 間
- 3) 東京府市区改正審査会 (会長芳川) 民間人も入る パリ大改造を目指す
- 4) 「旧設計」の決定 : 1889.3 5 月内閣の認可
道路・河川・鉄道・橋梁・公園・市場・墓地・火葬場 (日比谷公園を含む)
東京 15 区の範囲を超え決定 街路 20 間 上下水道・築港・市街鉄道は見送り
- 5) 「新設計」1903 必要な街路に限定 市街鉄道 (路面電車 1884) に対応
- 6) 電鉄事業からの納付金 (法定財源の 56%) 123 路線、延長 175 キロ 1918 完成

4 他都市への準用

- 1) 大阪市 碁盤の目の計画 道路幅 6m×7.3m 路幅整理事業 (軒切り)
1871 「道路ヲ狭隘ナラシムル可ラサル件」大阪府布達
1889 「大阪新設市街地設計書」建築家山口半六に依頼 市街地拡張に備える
1911 「大阪市区改正に関する意見書」 大正初め好景気のしわ寄せ
- ii) 「東京市区改正条例」大阪・京都市に準用 同年 9 月、横浜・名古屋・神戸に準用